

共同住宅等の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適			審査						
					緩和措置	例外措置	適用なし							
1	特定 移円		1	特定経路(*1)上には、階段又は段を設けない	1									
			2	多数の者が利用する居室(利用居室)、みんなのトイレ又は障がい者駐車区画を設ける場合は、道等から利用居室、利用居室(利用居室がない場合は道等)からみんなのトイレ又は障がい者駐車区画までの経路を移動等円滑化経路とする。 (移動等円滑化経路がある場合チェックリスト3を別途添付)	-									
2	特定		1	特定経路を構成する出入口は次に掲げるもの										
			1	幅85cm以上(エレベーターのかご・昇降路の出入口を除く。)					2					
			2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-									
3	一般		1	多数の者が利用する廊下等の床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-									
			2	特定経路を構成する廊下等はさらに次に掲げるもの										
	特定	1	幅120cm以上	-										
		2	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置	-										
			3	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-									
4	一般		1	多数の者が利用する階段は次に掲げるもの										
			1	段のある部分に連続した手すりの設置					-					
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ					-					
			3	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能					-					
			4	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造					-					
			5	主たる階段は回り階段でない					3					
			2	多数の者が利用する階段のうち1以上はさらに次に掲げるもの										
			1	踊場に手すりを連続して設置								4		
			2	けあげ18cm以下、踏面26cm以上								4		
			3	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)								4		
5	一般		1	多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は次に掲げるもの										
			1	こう配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置					-					
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ					-					
			3	傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能					-					
	特定		2	特定経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)はさらに次に掲げるもの										
			1	幅120cm以上(階段に併設するものにあつては90cm以上)					-					
			2	こう配1/12以下					5					
			3	高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置					-					
			4	両側に側壁又は立ち上がりの設置	-									
			5	始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	-									
6	特定		1	特定経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは次に掲げるもの										
			1	かごは各住戸、みんなのトイレ、障がい者用駐車区画のある階及び地上階に停止					-					
			2	かご・昇降路の出入口の幅80cm以上					-					
			3	かごの奥行き115cm以上					-					
			4	乗降ロビーは幅及び奥行き150cm以上で高低差なし					-					
			5	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に操作盤の設置					-					
			6	かご内に、かごが停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置					-					
			7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置					-					
			8	その他、高齢者、障がい者等が支障なく利用できる構造(*2)					-					

共同住宅等の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適			緩 和 措 置	例 外 措 置	適 用 な し	審査
7	特殊な昇降機	特定	1	特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(*3)は次に掲げるもの							
			1	エレベーターにあっては次に掲げるもの							
			1	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの							
			2	かごの幅70cm以上							
			3	かごの奥行き120cm以上							
			4	車いす使用者がかご内で方向転換する必要がある場合は、かごの幅、奥行きを十分確保							
2	エスカレーターにあっては平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの										
8	便所	-	1	多数の者が利用する便所を設ける場合は次に掲げるもの							
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ							
			2	便所内に次に掲げる構造のみんなのトイレを1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)の設置							
			1	腰掛便器が適切に配置されていること							
			2	便器の両側に手すりを設け、片方は可動式							
			3	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保							
			4	一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置							
			5	出入口にすべての人が利用できる旨の表示							
			6	すべての人が使いやすい設備を適切に設置							
			3	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造の水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置							
2	多数の者が利用する男子小便器のある便所を設ける場合は、床置き式(壁掛式にあっては受け口の高さが35cm以下)の便器を1以上設置										
9	浴室又はシャワー室	-	1	多数の者が利用する浴室等を設ける場合は次に掲げるもの							
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ							
			2	1以上(男女別々の場合はそれぞれ1以上)は次に掲げるもの							
			1	浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置							
			2	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間の確保							
			3	出入口は次に掲げるもの							
			1	幅85cm以上							
2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし										

共同住宅等の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適			適 用 な し	審 査
					適	緩 和 措 置	例 外 措 置		
10	敷地内の通路	一般	1	多数の者が利用する敷地内の通路は次に掲げるもの					
			1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	-				
			2	段がある部分は次に掲げるもの					
			1	手すりを連続して設けること	-				
			2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能	-				
			3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	-				
			3	傾斜路は次に掲げるもの					
			1	こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超えかつこう配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを連続して設置	-				
			2	傾斜路の前後の通路との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能	-				
			2	特定経路を構成する敷地内の通路はさらに次に掲げるもの(*4)					
	1	幅120cm以上	-						
	2	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置							
	3	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-						
	4	傾斜路は次に掲げるもの							
	1	幅120cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)	-						
	2	こう配1/20以下	6						
3	両側に側壁又は立ち上がりの設置	-							
4	連続した手すりを設置	-							
5	始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	-							
6	高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置	-							
11	駐車場	-	1	多数の者が利用する駐車場を設ける場合は次に掲げる障がい者用駐車区画を1以上設置					
			1	障がい者用駐車区画は幅350cm以上、奥行600cm以上	-				
			2	障がい者用駐車区画は当該駐車区画から利用居室(*5)までの経路ができるだけ短くなる位置に設置	-				
2	障がい者用駐車区画の付近に利用居室(*5)までの経路についての誘導表示を設置	-							
12	標識	-	1	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所、駐車区画の付近に、次に掲げるそれらの存在を知らせる標識を設置	-				
			1	高齢者、障がい者等の見やすい位置に設置	-				
			2	表示すべき内容が容易に識別できること(当該内容がJIS Z8210に定められているときは、これに適合すること)	-				
13	設案備内	-	1	建築物又はその敷地には次に掲げる案内設備を設置	7				
			1	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所、駐車区画の配置を示した案内板等の設備を設置	8				
			2	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所の配置を点字等(*6)で視覚障がい者に示す設備を設置	-				

共同住宅等の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置		例外措置	適用なし	審査
14	公共的通路	-	1	公共的通路の1以上は次に掲げるもの						
			1	歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路は次に掲げるもの						
			1	通路幅200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合は、当該幅以上)で、十分な高さの空間を確保		-				
			2	通路面には段差を設けない		9				
			3	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		-				
			4	階段を設ける場合は次に掲げるもの						
			1	踊場を含め両側に手すりを連続して設置		-				
			2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能		-				
			3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造		-				
			4	主たる階段は回り階段でない		3				
			5	けあげ18cm以下、踏面26cm以上		-				
			6	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)		-				
			2	屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は次に掲げるもの						
			1	通路幅200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合は、当該幅以上)で、天井高さ250cm以上		-				
			2	通路面には段差を設けない		10				
			3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		-				
			4	階段を設ける場合は次に掲げるもの						
			1	踊場を含め両側に手すりを連続して設置		-				
			2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能		-				
			3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造		-				
			4	主たる階段は回り階段でない		3				
			5	けあげ18cm以下、踏面26cm以上		-				
			6	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)		-				
			15	点・線状ブロックの敷設	一般	1	公共的通路には次に掲げる部分に点状ブロックを敷設			
1	建築物外部の通路の、段の上下端に近接する部分					-				
2	建築物外部の階段の踊場の、段の上下端に近接する部分					11				
3	建築物内部の通路の、階段の上下端又は傾斜路の上端に近接する部分					12				
4	建築物内部の階段の踊場の、段の上下端に近接する部分					11				
5	建築物内部の傾斜路の踊場の、傾斜路の上端に近接する部分					13				
2	建築物外部の公共的通路では、敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障がい者誘導ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設					14				
3	建築物内部の公共的通路では、道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障がい者誘導ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設					-				

*1	特定経路は道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、地上階にあるものに限る。)までの経路のうち1以上の経路
*2	(社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」「JEAS-515D 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮
*3	平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの
*4	地形の特性によりこれらの規定に適合するのが困難な場合は特定経路を構成する敷地内の通路は、「道等」からではなく、「当該共同住宅等の車寄せ」からとする。
*5	利用居室が設けられていない場合は、道等。
*6	点字等とは次に掲げるもの
1	文字等の浮き彫り
2	音による案内
3	点字及び前2項に類するもの

緩和措置

-
- 1 次に掲げるいずれかの場合は、階段又は段を設けてもよい。
- ①傾斜路、エレベーターその他の昇降機を併設している場合
 - ②2000㎡未満かつ階数が4以下の共同住宅等の上階及び下階との間の上下移動に係る場合
-
- 2 構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
-
- 3 回り階段以外の階段を設けることが空間的に困難な場合は回り階段とすることができる。
-
- 4 別表第4の6の項の基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合この規定に従わなくてよい(ただし、主として高齢者、障がい者等が利用する階段についてはこの限りでない。)
-
- 5 高さが16cm以下の傾斜路にあつては1/8以下とすることができる。
-
- 6 高さが16cm以下の傾斜路にあつては1/8以下、高さが75cm以下のもの又は敷地の状況等によりやむを得ないものは1/12以下とすることができる。
-
- 7 案内所を設ける場合は設置しなくてよい。
-
- 8 移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所、駐車区画の配置が容易に視認できる場合は設置しなくてよい。
-
- 9 次に掲げるいずれかの場合は、段差を設けてもよい。
- ①6の項又は7の項の基準を満たすエレベーターを設ける場合
 - ②道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る等地形上やむを得ない場合
 - ③次に掲げる基準を満たす傾斜路を設ける場合
 - a 連続した手すりを設置
 - b 傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能
 - c 幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)
 - d こう配1/20以下
 - e 高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置
 - f 両側に側壁又は立ち上がりの設置
 - g 始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置
-
- 10 次に掲げるいずれかの場合は段差を設けてもよい。
- ①6の項又は7の項の基準を満たすエレベーターを設ける場合
 - ②道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る等地形上やむを得ない場合
 - ③次に掲げる基準を満たす傾斜路を設ける場合
 - a 連続した手すりを設置
 - b 傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能
 - c 傾斜のある部分に近接する通路及び踊場の部分に点状ブロックを敷設。ただし、こう配が1/20以下の傾斜の上端に近接するもの、高さが16cm以下の傾斜の上端に近接するもの、又は直進で長さ250cm以下の踊場に設けるものは不要
 - d 幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)
 - e こう配1/12以下
 - f 高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置
 - g 両側に側壁又は立ち上がりの設置
 - h 始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置
-

11 長さ250cm以下の直進のもの場合は設置しなくてもよい。

12 次に掲げる場合は設置しなくてよい。

①こう配が1/20以下の傾斜部の上端

②高さが16cm以下の傾斜路の上端

13 次に掲げる場合は設置しなくてよい。

①傾斜路のこう配が1/20以下の場合

②傾斜路の高さが16cm以下の場合

③踊場の長さが250cm以下で直進する場合

14 道路の歩道に沿って設ける歩道状空地には設けなくてもよい。
